契約条項 P-2694(6)_210118

構築支援サービス

乙は、注文書で特定する構築支援サービス(以下、「本サービス」という)を以下のとおり提供します。

1. ArcSuite 基本パッケージ構築支援サービス
   乙は、甲が使用する ArcSuite 基本パッケージを甲のシステム(以下「本件システム」という)にインストールするために必要な情報を決定し、「ArcSuite Engineering/ArcSuite Office/ArcEPS 環境設定書」(以下「成果物」という)を甲に納入します。

2. ArcEPS 基本パッケージ構築支援サービス
   乙は、甲が使用する ArcEPS 基本パッケージを甲のシステム(以下「本件システム」という)にインストールするために必要な情報を決定し、「ArcSuite Engineering/ArcSuite Office/ArcEPS 環境設定書」(以下「成果物」という)を甲に納入します。

3. ApeosWare Flow Service 発信者 ID 情報収集・登録支援サービス
   (1) 乙は、甲が使用する ApeosWare Flow Service の配信条件となる FAX 受信文書の発信者 ID 情報を「文書属性対応表出力」機能により収集の上「文書属性対応表」(以下「成果物」という)を作成し、納入します。
   (2) 乙は、前号の「成果物」にもとづき、発信者 ID を30ID まで登録します。
   (3) 甲が、30ID を超える発信者 ID の登録を乙に要請する場合、別途乙所定の「ApeosWare Flow Service 発信者 ID 情報追加登録サービス」を契約するものとします。

4. ApeosWare Flow Service ルール設定支援サービス
   (1) 乙は、甲の要望にもとづき、甲が使用する ApeosWare Flow Service のルール作成に必要な次の設定情報を収集の上「作業シート」(以下「成果物」という)を作成し、納入します。
      ① 取り込み元情報:フォルダ、親展ボックス
      ② 加工方法: イメージ加工、フォーマット変換、OCR、文書名の各設定内容
      ③ 配信先: フォルダ、プリンタ出力、メール送信及び各機能に付加される配信条件の内容
   (2) 前号の作業範囲は 10 ルールまでを限度とし、乙が 10 ルールを越えて前号の作業を乙に要請する場合、別途乙所定の料金を支払うものとします。
   (3) 甲が本項のサービスに ApeosWare Flow Service ジョブフロー連携プラグイン設定支援サービスを付加した場合、乙は、第 1 号①の取り込み元情報にジョブフロー連携を追加します。

5. 電子文書共有/閲覧システム設定支援サービス(DocuShare/ApeosWare Flow Service 連携)
   乙は、甲の社内文書共有システムの構築にあたり、次の機能に関する設定表 (以下「成果物」という)を作成し納入します。
      ① DocuShare による文書管理(Web による共有/閲覧を含む)
      ② ApeosWare Flow Service による紙文書のスキャンと自動格納
      ③ 新規作成文書の DocuWorks ファイル化と登録

6. beat 環境構築支援サービス
   (1) 乙は、甲のネットワーク環境を調査し、beat の導入に必要な情報を収集し、各種設定依頼書等 (以下「成果物」という)を甲に納入します。
   (2) 前号の実施内容は、本契約締結前までに甲乙で決定するものとします。

7. DocuShare 連携プラグイン for ApeosWare Flow Service 設定支援サービス
   乙は、甲が使用する ApeosWare Flow Service の配信先機能に含まれる DocuShare 連携の設定に必要な情報を収集の上「作業シート」(以下「成果物」という)を作成し、納入します。

8. 本項は、前 7 項に共通して適用するものとします。
   (1) 「成果物」を完成させるために必要な情報項目等を乙の技術者が甲に確認した場合、甲は乙の技術者に協力するものとします。
   (2) 乙が「成果物」を納入したとき、甲はすみやかに内容を確認し、受領証等を乙に交付するものとします。
   (3) 前号にもとづく受領証等の交付により、「本サービス」は完了するものとします。
   (4) 甲は、注文書記載の支払条件にもとづき、「本サービス」の対価(以下「マルチベンダーサービス料金」という)を乙に支払うものとします。
   (5) 「成果物」に誤植, 落丁, 棄損等の材質および記録状態についての物理的な不具合が発見された場合、乙は、「成果物」の納入から 3 ヵ月間は無償でその不具合を修補しもしくは代替品を納入します。
   (6) 乙の責によらず第三者が「成果物」に記載された情報を利用して「本件システム」へ不法に侵入したこと、および当該不法侵入により生じた甲の損害に対し、乙は責を負わないものとします。
   (7) 甲は、「本件システム」を使用して甲が作成したコンピューター・プログラムおよびデータ保護のため、適切な防御措置を甲の費用と責任において常時実施するものとします。
   (8) 「本サービス」完了後、甲が「本件システム」の構成または設定を変更した結果については、乙はいかなる責任も負わないものとします。
   (9) 「成果物」の内容を厳に機密として管理し、いかなる第三者に対しても開示・漏洩されないよう適切な措置を講じるものとします。なお、乙が甲の事前の承諾を得て、「本サービス」の全部または一部を第三者に委託する場合、乙は、当該第三者に対し乙と同じ義務を課すものとします。
   (10) 前号の定めにかかわらず、「成果物」の内容といえども、次の一に該当するものについては、乙は前号の義務を負わないものとします。
      ① 本契約締結時点において既に公知であるか、本契約締結後に公知となった情報。ただし、情報受領者が本契約に違反して公知となったものを除きます。
      ② 本契約締結時点の前後を問わず、法律上正当な権原を有する第三者から守秘義務を負わずに合法的に取得した情報
      ③ 開示された技術情報を利用せずに独自に開発した成果物
   (11) 「成果物」納入後に甲がシステムの構成を変更し、乙に「成果物」の修正等を依頼する場合、甲および乙は、新たに契約を締結するものとします。
   (12) 「本サービス」の実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、甲から受領した「マルチベンダーサービス料金」を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。
   (13) 甲は、「成果物」を甲の業務に使用する目的以外で、「成果物」に盛り込まれた乙固有のアイデア,コンセプト,ノウハウを乙の事前の書面による承諾なしに利用または開示・漏洩しないものとします。
   (14) 本項第 5 号乃至第 14 号は、「本サービス」完了後も有効に存続するものとします。ただし、本項第9号および第 10 号は、「本サービス」完了後 3 年間有効に存続するものとします。
   (15) 甲が乙の責に帰すべからざる理由で「本サービス」を中止した場合、甲は、「本サービス」の出来高に応じ、甲乙協議の上算定する金額を乙に支払うものとし、乙は、中止時点での調査資料,「成果物」(この場合、未完成のものを含む)を甲に引き渡します。

以上